

消費税軽減税率対策補助金制度等説明会

☆ 軽減税率制度の説明・軽減税率対策補助金の概要・税制措置・融資制度の紹介等

平成31年10月からの消費税10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から軽減税率の対象となる品目の消費税率は8%が適用されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理等、軽減税率制度への対応準備が必要となります。

そこで、あらためて事業者の方への支援制度や改正税法についての説明会を開催いたします。

なお、補助金の申請方法や注意事項なども分かり易く解説いたしますので、この機会に説明会にお越し頂き、本補助金の活用をご検討ください。

●開催日時

平成30年 9月 5日(水) 14時～15時30分

平成30年 10月 10日(水) 14時～15時30分

(両日とも、13時30分開場)

*両日とも同じ内容ですので、どちらかにご参加下さい。

●会場

世田谷産業プラザ3階会議室(世田谷区太子堂2-16-7)

※ 駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

《主な内容》改正税法、補助金※の概要、税制措置、融資制度(※関連含む)
(複数税率対応レジ導入、受発注システム改修など)

【共催】世田谷税務署、北沢税務署、玉川税務署

【お問合せ先】東京商工会議所 世田谷支部

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業プラザ2階 TEL03-3413-1461

参加申込書		※当所は受講者の個人情報厳重に管理し、本セミナーの運営・管理に使用する他には貴社の承諾なく利用、第三者への提供はいたしません。	
参加日 (申込み 回に○)	平成30年9月5日 平成30年10月10日	TEL	
会社名		FAX	
所在地	〒		
参加者	部署・お役職:	氏名	
	部署・お役職:	氏名	

※ お手数ですが資料準備等の都合上、**FAX: 03-3413-1465** まで参加申込書を切り取らずにご返信お願いします。

飲食料品及び新聞を扱う事業者の方を中心とした 消費税軽減税率制度・軽減税率対策補助金制度等説明会

☆ 軽減税率制度の説明・軽減税率対策補助金の概要・税制措置・融資制度の紹介等

平成31年10月からの消費税10%への引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から軽減税率の対象となる品目の消費税率は8%が適用されます。取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理等、軽減税率制度への対応準備が必要となります。

そこで、飲食料品製造事業者、飲食料品を扱う卸売事業者、飲食料品を扱う小売事業者、飲食店、新聞社及び新聞販売店の方を中心にあらためて支援制度や改正税法についての説明会を開催いたします。

なお、補助金の申請方法や注意事項なども分かり易く解説いたしますので、この機会に説明会にお越し頂き、本補助金の活用をご検討ください。

●開催日時

平成30年10月18日(木) 14時～15時30分
(13時30分開場)

●会場

玉川区民会館 集会室 (世田谷区玉川1-20-21)

※ 駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

《主な内容》改正税法、補助金※の概要、税制措置、融資制度(※関連含む)
(複数税率対応レジ導入、受発注システム改修など)

【主催】玉川税務懇話会、玉川税務署

【共催】東京商工会議所

【お問合せ先】 玉川税務署 法人課税第1部門 消費税担当

〒158-8601 世田谷区玉川2-1-7 TEL03-3700-4131 内線422

参加 申込書	※当所は受講者の個人情報は厳重に管理し、本説明会の運営・管理に使用する他には貴社の承諾なく利用、第三者への提供はいたしません。	
団体名		
氏名又は 会社名	TEL	
所在地	〒	
業種		
参加者	部署・お役職：	氏名
	部署・お役職：	氏名

※ お手数ですが資料準備等の都合上、**FAX：各団体のFAX番号**まで参加申込書を切り取らずにご返信お願いします。